

<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
B7-0100	化粧品入れ

<b>対応する旧意匠分類</b> ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
<b>旧意匠分類記号</b>	<b>※</b>	<b>分類の名称 または 移行した物品</b>
B7-010	全	化粧品入れ
B7-011	全	コンパクト

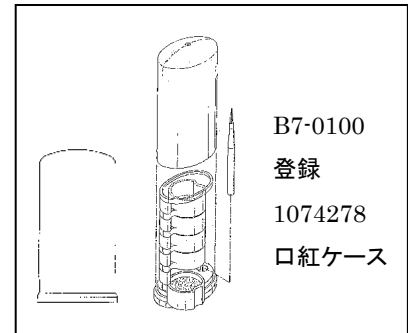
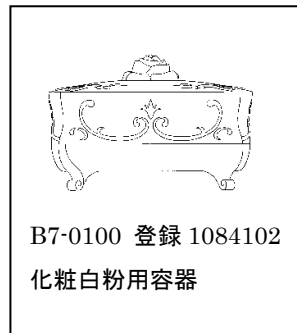
<b>参考分類・参考物品</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
B7-41	懐中鏡
F4-70、710、711、712	包装用容器
F4-740	包装用容器(吐出具付型)

<b>再掲載指示</b>	
<b>分類記号</b>	<b>分類の名称 または 物品の名称</b>
F4-750	包装用容器(塗布具付き)

<b>この分類に含まれる物品</b>		
化粧品入れ	コンパクト	化粧料収容皿

**定義**

○主として固形化粧料を直接収納する容器を分類する。



**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

- 香水入れ、香水用瓶を除く。F4-7代(包装用容器)に分類する(再掲載)。
- 口紅を繰り出して使用する化粧品入れを除く。F4-76(包装用容器・回転繰り出し形)へ。
- F4-7代(包装用容器)との関係

具体的な特徴として、例えば、複数の種類の化粧料が収容できる区分けや化粧用ブラシを収納する箇所がある、鏡面が付いている等、固形化粧料等の収納にのみ使用されることが明らかに特定できるものは物品名に関わらずB7-0100を付与する。こうした化粧品入れとしての特徴が明確でないものは包装用容器(F4-7代)に分類する。

**分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)**

- 鏡を有し、収納部を有したコンパクト型に近い脂取り紙用ケースは、固形化粧料を収納するものではないものの、例外的にB7-0100を付与し、DタームをAとする。

**過去に分類した物品の名称**
